

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第35条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p><u>[(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を</u></p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第35条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>[新設]</p>

受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) [略]

[2～5 略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第63条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受

(2)・(3) [同左]

[2～5 同左]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

[(1) 略]

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) [略]

[2～5 略]

(給与支払報告書等の提出義務)

第38条 [略]

[2～4 略]

5 第1項又は第3項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（第2号及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

[(1) 略]

(2) 当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

[6～9 略]

[(1) 同左]

[新設]

(2)・(3) [同左]

[2～5 同左]

(給与支払報告書等の提出義務)

第38条 [同左]

[2～4 同左]

5 [同左]

[(1) 同左]

(2) 当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

[6～9 同左]

(法人の市民税の申告納付等)

第55条 [略]

[2～5 略]

6 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第8項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

[7～13 略]

附 則

第13条 平成22年度から令和20年度までの各

(法人の市民税の申告納付等)

第55条 [同左]

[2～5 同左]

6 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第8項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

[7～13 同左]

附 則

第13条 平成22年度から令和15年度までの各

年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

[2 略]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 [略]

2 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、5分の4とする。

[3～23 略]

24 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。

25 [略]

（熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第22条 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該

年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

[2 同左]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 [同左]

2 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、4分の3とする。

[3～23 同左]

[新設]

24 [同左]

（熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第22条 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防

熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。以下この条及び附則第22条の3において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(3) 略]

(4) 熱損失防止改修工事等の種類

(5) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(6) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等の額

[(7) 略]

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工

止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事

（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。以下この条及び附則第22条の3において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(3) 同左]

(4) 熱損失防止改修工事の種類

(5) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等の額

[(7) 同左]

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了

事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(3) 略]

(4) 熱損失防止改修工事等の種類

(5) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(6) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等の額

[(7) 略]

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 [略]

[2 略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定

した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(3) 同左]

(4) 熱損失防止改修工事の種類

(5) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等の額

[(7) 同左]

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 [同左]

[2 同左]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、

<p>する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>[4 略]</p> <p><u>第45条の4 削除</u></p>	<p>第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>[4 同左]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p><u>第45条の4</u> 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第13条第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和16年度」とする。</p> <p>2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第13条第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

第2条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第31条 所得割の納税義務者が、法第313条第13項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎とな</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第31条 所得割の納税義務者が、法第313条第13項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基</p>

った特定配当等の額又は同条第15項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第314条の9第1項に規定するところにより配当割額又は株式等譲渡所得割額を課された場合には、同項に規定するところにより控除すべき額を、その者の第26条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(市民税の申告等)

第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定めるところにより、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第38条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節においてこれらを「給与」という。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金

礎となった特定配当等の額又は同条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第314条の9第1項に規定するところにより配当割額又は株式等譲渡所得割額を課された場合には、同項に規定するところにより控除すべき額を、その者の第26条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(市民税の申告等)

第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定めるところにより、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第38条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節においてこれらを「給与」という。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金

控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。

[2～8 略]

第34条 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は前条第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項

控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。

[2～8 同左]

第34条 [同左]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は前条第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項

(総務省令で定める事項を除く。)は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

附 則

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第36条 [略]

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

附 則

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第36条 [同左]

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第313条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第24条及び第26条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

[削る]	(1) 法第313条第13項ただし書の規定の適用がある場合
[削る]	(2) 法第313条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき
[3 略]	[3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

第3条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る第34条第1項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第47条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき<u>(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告</u></p>

<p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[5 略]</p>	<p><u>書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第33条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第34条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>[5 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

第4条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る第34条第1項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する<u>年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとき</u></p>

<p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[5 略]</p>	<p><u>を含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第33条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第34条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>[5 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大阪市市税条例第35条第1項及び第36条第1項の改正規定並びに同条例附則第13条第1項、第39条第3項及び第45条の4の改正規定並びに次項、附則第3項及び第5項の規定 令和5年1月1日

(2) 第2条から第4条まで及び附則第4項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大阪市の市税条例（以下「新条例」という。）第35条第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大阪市の市税条例（以下「旧条例」という。）第35条第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第36条第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条第1項に規定

する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 第2条から第4条までの規定による改正後の大阪市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(大阪市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 大阪市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年大阪市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中大阪市市税条例第36条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第63条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第63条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有</p>

<p>する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>[(1)~(4) 略]</p> <p>[2~5 略]</p>	<p>する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>[(1)~(4) 同左]</p> <p>[2~5 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

令和4年5月13日提出

大阪市長 松井一郎

説明

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について住宅借入金等特別税額控除の適用を令和20年度分まで延長し、固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例措置を講じるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪州市税条例等の一部を改正する条例（令和3年大阪市条例第49号）（抄）

第2条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
省 略	省 略
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	第36条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
[(1)~(3) 略]	[(1)~(3) 同左]

[2～5 略] 省略	[2～5 同左] 省略
備考 表中の[]の記載は注記である。	